

支援の絆

^{平成 29 年} **11 月**

Vol. 4





更生ペンギンの ホゴちゃん

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒 260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

再犯者の減少について

千葉地方検察庁検事正 片岡 弘



千葉県就労支援事業者機構を始めとする雇用協力事業関係 者の皆様には、刑務所出所者等の社会復帰支援や再犯防止に ついて、日頃からご理解とご協力をいただいており、改めて敬 意と謝意を表したいと思います。

私は、平成26年7月から平成28年6月まで法務省保護局長として更生保護行政に関わりましたが、その間、刑務所出所者等の住居や就労を確保するための諸施策の推進に力を注ぎました。特に、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主に対する支援の充実・強化を図るため、刑務所出所者等就労奨励金制度が創設された際には、必要な予算の確保や適性執行のための工夫について、様々な苦労がありましたので、この拙稿を準備するに際しても感慨深いものがあります。

さて、国や地方自治体において、再犯防止が重要な課題となっ ていますが、更生保護に関心を持っている人と話をしていると、 我が国では再犯者が増加していると誤解し、更生保護等の再 犯防止施策がうまくいっていないのではないかとの疑問を示さ れることがあります。確かに、例えば、刑法犯検挙人員に占め る再犯者の割合は、年々上昇し、平成27年には48.0%に達 しました。このような統計を見たり、関連報道に接するなどし て、我が国では再犯者が増えていると思っている人も少なくな いと思いますが、実は、再犯者の数は減っているのです。例え ば、刑法犯検挙人員中の再犯者の数は、平成18年の149,164 人をピークとして、その後が漸減し、平成27年には114,944 人となって、平成18年と比べて22.9%も減少しました。また、 各年の刑務所に入所する受刑者(入所受刑者)のうち、再入者 (入所が2回目以上の者)の数は、平成18年の16,528人か ら、平成 28 年には 12,179 人となって 4,349 人減少し、率にし て26.3%も減りました。もっとも、検挙される初犯者や刑務所 への初入者の数がそれ以上に大幅に減ったため、結果的に再 犯者や再入者の割合が増加しているのは事実であり、その意味 で、再犯防止が重要であることに変わりはありません。

最近において再犯者が減少したのは、我が国における社会的・経済的な環境変化によるところが大きいと思われますが、 更生保護を始めとする各種の再犯防止活動も少なからず貢献し でいると考えております。例えば、平成18年度から法務省と厚生労働省の連携により刑務所出所者等総合的就労支援対策が実施されてきましたが、仮釈放者について、平成27年の保護観察取消・再処分率を見ると、有職者が2.2%であったのに対して、無職者は5倍の11.0%となっており、再犯防止のためには就労の確保が極めて重要であることが示されています。このことからも、今後、再犯者を更に減少させるためには、刑務所出所者等の就労支援を一層推進することが重要であると言えます。前述のとおり、平成27年度から刑務所出所者等就労奨励金制度が導入されましたが、その効果もあって協力雇用主に実際に雇用されている保護観察対象者の数は、平成28年4月1日現在で1,410人になり、前年同日比で10.5%増加しました。このような就労支援のための取組を推進することが、刑務所出所者や保護観察対象者等の再犯防止に結びつくものと期待しているところです。

全国各地で知り合った協力雇用主の皆様のお話をお聞きすると、実際に雇い入れた対象者に対しては、規則正しい生活習慣を身につけさせることや悪い仲間との関係を断つことなどの生活指導から始まり、無断欠勤して出奔した際には探し出して連れ戻し、再犯に及んだ疑いで警察の世話になったようなときには速やかに面会に行くなど、本当に頭の下がる苦労話の連続です。そのような協力雇用主の皆様が、保護司や更生保護女性会などの更生保護関係者と協力し合い、地域社会において「おかえり」の精神で刑務所出所者等を受け入れ、その社会復帰に向けた取組を推進していただくことが、再犯防止には不可欠です。

検察に於いても、犯罪被害者の心情等に配慮しつつ、被疑者・被告人の社会復帰や再犯防止をも意識して、捜査・公判活動を遂行するようになっています。今後とも協力雇用主や更生保護関係者の皆様のご意見を参考にしながら、刑事政策的な観点から刑事司法制度の運用の在り方を検討・工夫してまいりたいと思いますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。



就労支援について

千葉保護観察所統括保護観察官 田代 久志



千葉県就労支援事業者機構も平成21年に設立され、長きにわたり刑務所出所者等総合的就労支援対策に関する就労支援事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、協力雇用主になっていただいている事業主の皆様にも、刑務所出所者等の雇用にご協力いただき、深く感謝いたします。

さて、平成18年から始まりました刑務所出所者等総合的就 労支援対策も、いくつかの就労支援メニューがあり、協力雇用 主の皆様に対して支援を行っている制度もございます。その就 労支援の一部を簡単にご紹介させていただきます。

なお、これらの制度は、身元保証システムは全国就労支援 事業者機構から、その他の制度は国費から支払われているため、その支給対象の期間が限定されていたり、様々な条件や ご提出していただく書類もあります。また、予算にも限りがある ため、刑務所出所者等を雇用いただいた全員がこの就労支援 の対象とならないこともございます。詳しくは、保護観察所ま でお問い合わせ下さい。

今後とも、保護観察対象者等の再犯防止のため、ご協力をお願いいたします。

(1) 身元保証システム

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した場合、雇用から1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たす損害について、その損害ごとの上限金額の範囲内で雇用主に見舞金を支払う制度

(2) トライアル雇用制度

ハローワークの専用求人により試行的に刑務所出所者等を雇用した場合、最長3か月間、月額最大4万円を雇用主に対して支払う制度

(3) 就労・職場定着奨励金

協力雇用主が刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か 月間、月額最大8万円を雇用主に対して支払う制度

(4) 就労継続奨励金

協力雇用主が刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大1回12万円を協力雇用主に対して支払う制度

心には心で

河井運輸株式会社 取締役経営企画室長 河井 哲弥



平成29年8月2日(水)市原刑務所において新規協力雇用 主研修会が開催され、事例発表講師を務めさせて頂きました。 対象者を雇用する際、私は初めに投げかける言葉があります。

「今日から職場の仲間と信頼関係を深めてゆき、周囲の信用を得られるように常に考え行動して下さい。私は貴方を裏切らない、貴方も心には心で日々を歩んで下さい。」

一日の三分の一以上は共に過ごすこととなる新人達は、出所間 もないので世間の目ばかりを気にして臆病になっています。帰 る家もなく、頼る人も無く、お金も無いのですから当然です。

そんな彼等を雇用主は全身で受け止め、優しさと厳しさを以 て作業指導、生活指導に当たり、再び塀の中に戻すような事無 く、社会の中で共生出来るだけの力を、身に付けられるよう支



新規登録協力雇用主研修会

援する。これこそが協力雇用主の務めであると考えています。

この先も色々な事情を抱えた個性の強い新人が来ると思います。 どんな人間であっても欠点は必ず有りますが、良い部分を認めてあげ、その良い部分で自信が持てるよう仕事を通して支援して行きます。

協力雇用主の一員として、今後も一人でも多くの対象者が更生できるよう、弊社社員一丸となって尽力して参ります。





職業訓練見学会



協力雇用主雇用事例研究会

就労支援事業所の事例

就労支援事例① 会社の熱い思いを裏切り退職となった残念な事例

H28.4.13 保護観察所より支援選定を受けた A 君は、その時まだ少年院在院中であった。仮退院見込みは 7 月頃ということであった。帰住地は実母宅となるようだが、両親との折り合いが良くないと聞いたので、当方は住込み就労が妥当だと考えた。事前情報では「漁業」が希望だというが、他には「溶接関係」「鳶職」等。漁業の協力雇用主 2 社に打診したが採用予定なしとの回答であった。

H28.4.28 主任保護観察官より、母親が本人と同居できる広い借家を考えているので、自宅からの通勤で検討して欲しいとの連絡があった。早速適合する協力雇用主を探すとともに、少年院を訪問し面談を行った。初めは身元引受け無く住み込み就労を考えていたが、母親が広い同居できる家を手配すると聞き、その思いを重く受け止め自宅から通勤できるところで働くことにしたいとのことであった。希望に添う会社を探し次回訪問時に提案すると約束して帰った。

H28.7.5 主任官と協議した際、帰住地が決まったので、通勤 出来る雇用主を見つけて欲しいとの話があった。

H28.7.13 協力雇用主 T 社 (アスベスト解体) に採用枠を確認し、面接可否を打診した。業務は防護服を着るので夏場は相当厳しい。日給は12,000円からだが本人のやる気があれば採用するとの返事があり、主任官とも協議して T 社を提案する事とし、少年院の許可をとって会社情報を郵送した。

H28.8.16 本人より「T 社に就労したい」との封書が届いたので、すぐにT 社に連絡し、施設内での面接も決まり8月25日に少年院を訪問し、採用が決定した。

H28.8.29 仮退院日となり観察所で本人と面談。T 社は自宅から近いこと、昔の仲間と極力合わない業種であること等から選定したことを説明した。

H28.9.9 T社に電話し入社後の状況を聞いたところ、9月5日から勤務していたが、本人が昨晩帰宅し家に入ろうとしたところ母親から締め出され、仕方なく実父の家に行き泊めてほしいと頼んだが口論から喧嘩となり警察が介入することとなって拘束されてしまったとの話があった。

その後 T 社が警察署に身柄引き取りに行き、事務所で休ませて落ち着いた所でいろいろ論したという。しかし結局警察が迎えに来て身柄拘束となってしまった。この事件のあった夜から翌日にかけて T 社の社長はじめ従業員の方々が何か本人の為にやれることはないかと気を揉んでくれたが、結果は待つことしかできなかった。この出来事に関するメールのやり取り等も含め、T 社には大変お世話になった。

H28.10.3 主任官と協議。10月12日に審判があるが、母親は県外への転居を希望しているものの、本人は T 社に継続して勤務したい意向だった。

H28.10.12 主任官が家裁に迎えに行き、当方の車で T 社まで送った。

H28.10.31 主任官と協議。T 社勤務が継続しており支援終 了とした。

H28.11.14 T社から来信。「仕事で熱海に泊り込みで行った際、本人の財布から若い社員が金を盗み、社長が間に入って若い社員に謝罪させ、仲直りさせたものの、その後、本人が慰謝料を払えと恐喝的態度になり、社員間で気まずい状態になってしまった。このままでは面倒見きれない。」とのことであった。このため、主任官と協議し、試験観察中である為、就労しなければ身柄拘束されるので、再度協力雇用主を探すことも検討したが、本人が自ら受入れ先を決め、11月25日退職となった。



就労支援事例② 協力雇用主との出会いが再出発のきっかけに

平成28年10月26日千葉保護観察所にてA君と初回面談を実施した。A君は、高校中退後いろいろな業種に就くが長続きせず、2ヵ月位で転職を繰り返していた。事前に担当のB主任保護観察官よりA君の希望職種を聞き準備してあった協力雇用主情報を数件提示したところ、A君は造園業が希望ということでC社を選んだ。その場からC社専務に採用面接の打診を行い翌日10月27日(木)に系列会社が運営する居酒屋Dで面接を受けることになった。

翌日、C 社専務に面接結果を確認すると、採用する事にしたという。「A 君の印象は幼い感じだが仕事には問題ない。明日から勤務してもらい仕事に慣れたら C 社近くに転居させる予定。」とのことであった。

11月初旬A君より「採用になりました。元気に働いています。」と連絡があり、短気を起こさず頑張るよう激励した。また、11月中旬には「仕事頑張っています。」との連絡があった。

その後、機構の給与助成金支払いの為、C 社専務に勤務状況を確認すると、勤務継続中との回答がありひとまず安心した。

平成29年3月13日、B主任観察官からA君がC社を離職 したので再支援して欲しいとの依頼を受け、3月15日千葉保 護観察所でA君に面談を実施。A君はC社の仕事は好きだっ たが、同僚(保護観察対象者、退職)と夜遊びするようになり、 上司に厳しく指導されて段々気まずくなってしまい3月9日に離職した。「他の業者からも良い会社だといわれていて、C社からも慰留されたが、人間関係の問題なので今は戻れない。他の仕事をやってみることにしたい。」とのことであった。協力雇用主数社の情報の中からE社を希望するというので、E社社長に連絡して採用面接をお願いし応諾を得た。

翌日に駅で待ち合わせたところ、ピアスをしていたので面接時には外すよう助言した。E 社社長との面接でいろいろ聞かれた中で、どこの少年院に入っていたかと聞かれて答えると、俺の後輩じゃないかと話が盛り上がり、力仕事だがやれるかと聞かれ、大丈夫ですと答えていた。社長からやれるかどうかアルバイトで働いてみて判断したら良いという提案があり、賃金は時給1,250円、日給換算で1万円と聞き喜んでいた。また、3月18日に研修会があるので参加するように指示があった。

3月21日、A 君から「研修が終わりました。早ければ今週から仕事に入ります。」と連絡があった。

その後、別件で社長と話す機会があり、A 君の状況を聞くと、 「頑張っていますよ。」と嬉しい話が返って来た。現在も頑張っ ているようだ。

新規会員のご紹介

平成29年4月1日以降の新規会員を紹介いたします。(順不同、敬称略)

一次とサモカエロ外外が公員で相力で行じます。(順子刊の、政権制制							
二種会員(一般の事業者)							
株式会社ハナザワ興産	株式会社集賛舎	株式会社クリエイター	株式会社西船企業				
株式会社希望	株式会社スタッフ	株式会社ヤマト	河井運輸株式会社				
河井倉庫株式会社	医療法人社団三松会	株式会社マザー牧場	株式会社天寿				
株式会社ダイエックス	株式会社ケーピーコーポレーション	社会福祉法人美野里会	リーガルサービス株式会社				
株式会社常盤植物科学研究所	株式会社東秀開発	株式会社中村塗工	株式会社 SHIRO コーポレーション東京支社				
社会福祉法人高徳会	有限会社芝原建設	株式会社正新建設	KATASE 株式会社				
医療法人社団知己会	株式会社開運		26 社				
四種会員(事業者以外の個人、法人又は団体)		賛助会員(個人、法人又は団体)					
村山	直 1名	サイトウ乗馬苑	伸成工業株式会社 2 社				

平成 29年10月31日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	101	三種会員	18
四種会員	35	賛助会員	117	合 計	277



平成 29 年度更生保護就労支援事業について

当機構は前年度に引続き法務省より「更生保護就労支援事業」を受託いたしました。今年度の事業体制は、就労支援員1名、事務員1名、支援員補助1名の合わせて3名です。また達成目標につきましては、今年度も昨年同様就労支援80件、協力雇用主開拓100件となっております。

目標達成状況は、10月31日現在でみますと、千葉保護観察所及び各地区保護司会の皆様をはじめ関係団体等のご指導ご協力により順調に目標を消化しつつあり、就労支援49件、協力雇用主開拓56件となっております。

引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おしらせ

平成30年3月1日(木)千葉市生涯学習センターに於いて「平成29年度千葉県協力雇用主研修」が開催されます。

また、平成30年5月15日(火)千葉市生涯学習センターに於いて「平成30年度千葉県就労支援事業者機構第1回理事会・総会」が開催されます。詳細は別途ご案内いたします。